

○国立大学法人筑波大学宿日直勤務規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第24号

改正 平成17年法人規程第32号
平成19年法人規程第20号
平成21年法人規程第7号
平成26年法人規程第18号
平成28年法人規程第24号
平成31年法人規程第30号

国立大学法人筑波大学宿日直勤務規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第56条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第53条第2項の規定に基づき、宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿日直勤務の実施場所等)

第2条 宿日直勤務の実施場所、サービス監督者、勤務者等は、次のとおりとする。

| 実施場所 | サービス監督者 | 勤務者 | 勤務者数 |
|--|-------------|---------------------------|------|
| 理療科教員養成施設寄宿舍 (宿直勤務場所は、附属視覚特別支援学校寄宿舍内) | 理療科教員養成施設長 | 理療科教員養成施設に勤務する大学教員 | 1 |
| 附属坂戸高等学校 | 附属坂戸高等学校長 | 附属坂戸高等学校に勤務する附属学校教員及び技術職員 | 1 |
| 附属視覚特別支援学校 | 附属視覚特別支援学校長 | 附属視覚特別支援学校に勤務する附属学校教員 | 2 |
| | | 附属視覚特別支援学校に勤務する寄宿舍指導員 | 3 |
| 附属聴覚特別支援学校 | 附属聴覚特別支援学校長 | 附属聴覚特別支援学校に勤務する附属学校教員 | 1 |

| | | | |
|-------------|--------------|------------------------|---|
| | | 附属聴覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員 | 2 |
| 附属久里浜特別支援学校 | 附属久里浜特別支援学校長 | 附属久里浜特別支援学校に勤務する附属学校教員 | 1 |
| | | 附属久里浜特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員 | 1 |

(勤務時間等)

第3条 宿日直勤務の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 宿直勤務

| 勤務者 | 勤務時間 | 仮眠時間 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 理療科教員養成施設に勤務する大学教員 | 午後5時5分～翌日午前8時20分 | 午後11時30分～翌日午前5時30分 | 理療科教員養成施設長が指定する曜日 |
| 附属視覚特別支援学校小学部及び幼稚部に勤務する附属学校教員 | 午後5時15分～翌日午前8時45分 | 午後11時30分～翌日午前5時30分 | |
| 附属視覚特別支援学校中学部及び高等部に勤務する附属学校教員 | 午後4時50分～翌日午前8時20分 | 午後11時30分～翌日午前5時30分 | |
| 附属視覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員 | 午前0時～午前6時 | 午前0時30分～午前5時30分 | |
| 附属聴覚特別支援学校に勤務する附属学校教員 | 午後5時～翌日午前8時30分 | 午前1時～午前6時30分 | |
| 附属聴覚特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員 | 午前0時～午前6時30分 | 午前1時～午前6時 | |
| 附属久里浜特別支援学校に勤務する附属学校教員 | 午後5時15分～翌日午前8時30分 | 午後11時～翌日午前5時 | 月曜日～金曜日に限る。 |
| 附属久里浜特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員 | 午後10時～翌日午前5時30分 | 午後11時～翌日午前5時 | 月曜日～金曜日に限る。 |

(2) 日直勤務

| 勤務者 | 勤務時間 | 備考 |
|------------|-------------|----|
| 附属坂戸高等学校に勤 | 午前8時30分～午後5 | |

| | | |
|-----------------|---|--|
| 務する附属学校教員及び技術職員 | 時 | |
|-----------------|---|--|

(宿日直勤務の免除)

第4条 服務監督者は、次の各号のいずれかに該当する者について、宿日直勤務を免除することができる。

- (1) 異動者又は新規採用者で、着任後1月を経過しないもの
- (2) 健康診断の結果、宿日直勤務が不適當であると指示された者
- (3) その他服務監督者が指定する者

(勤務場所)

第5条 宿日直勤務の勤務者の勤務場所は、当該実施場所の宿日直室とする。

(宿日直勤務の計画及び命令)

第6条 服務監督者は、1月ごとに宿日直勤務の計画を立て、勤務の命令を勤務日の1週間前までに、当該職員に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第1号の命令通知簿により行うものとする。

(宿日直勤務の変更等)

第7条 宿日直勤務を命じられた者（以下「宿日直勤務者」という。）で、病気その他特別の理由により勤務につくことができないものは、服務監督者の承認を得て、他の職員と交代することができる。

2 前項の規定により交代の承認を得ようとする者は、別記様式第2号の交代願により服務監督者に願い出なければならない。

3 宿日直勤務者が勤務中に病気その他特別の理由により勤務することができなくなったときは、服務監督者に報告の上、他の職員と交代することができる。

(宿日直室の備品)

第8条 宿日直室には、第11条に規定する宿日直日誌その他宿日直勤務に必要な物品を備え付けるものとする。

(勤務場所の厳守)

第9条 宿日直勤務者は、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(非常災害時の措置)

第10条 宿日直勤務者は、当該宿日直勤務の実施場所又はその近辺に火災その他非常災害が発生したときは、直ちに消防署及び当該防火管理者又は警察署に急報するとともに、臨機の措置をとり、かつ、次の各号の区分により、当該各号に掲げる者に連絡してその指示を受けなければ

ばならない。

- (1) 各附属学校 当該附属学校長
- (2) 理療科教員養成施設寄宿舍 附属視覚特別支援学校長及び理療科教員養成施設長

(宿日直日誌)

第11条 宿日直勤務者は、別記様式第3号の宿日直日誌に所定の事項を記入し、署名押印の上、
服務監督者の検印を受けなければならない。

(細目)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平17. 3. 24法人規程32号)

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22法人規程20号)

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 2. 26法人規程7号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平26. 3. 27法人規程18号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24法人規程24号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 4. 26法人規程30号)

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第2号（第7条関係）

| | | | | | |
|---|-------|--|--|--|---|
| 宿日直勤務交代願 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| (服務監督者) | | | | | |
| 殿 | | | | | |
| 所属 | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 印 | | | | | |
| 下記のとおり交代したいので、承認願います。 | | | | | |
| 1 勤務を命じられた年月日等 | | | | | |
| 年 月 日 <input type="checkbox"/> 宿直 <input type="checkbox"/> 日直 | | | | | |
| 2 交代の理由 | | | | | |
| 3 交代者の氏名等 | | | | | |
| 所属 | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 印 | | | | | |
| 年 月 日承認 | | | | | |
| 決 裁 欄 | 服務監督者 | | | | 係 |
| | | | | | |

備考 決裁欄は、組織に応じ適宜調整するものとする。

別記様式第3号(第11条関係)

| | | | | |
|-----------------------------|---------|-----|--|---|
| <input type="checkbox"/> 宿直 | | | | |
| 年 月 日 曜日天候 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 日直 | | | | |
| 宿日直者 | 所 属 | 氏 名 | | 印 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 勤務中の記事 (事件の経過及び措置) | | | | |
| 検印 | サービス監督者 | | | 係 |
| | | | | |

備考 検印欄は、組織に応じ適宜調整すること。